



雲仙市子育てサポートセンターって知っていますか？

雲仙市子育てサポートセンターとは

子育てサポートセンターは子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）と、子育ての手伝いをしたい方（協力会員）、両方を兼ねる方（両方会員）がお互いに助けたり助けられたりして育児の相互援助活動を行う事業です。

依頼会員—雲仙市内に在住又は勤務している方で、お子様が生後6ヶ月～小学6年生の方

協力会員—雲仙市内に在住し、心身共に健康で子どもが好きな方で、センターが指定する研修を受講した方

※依頼会員と協力会員の両方を兼ねること（両方会員）もできます。（会員登録は無料）

援助できる内容

1. 保育園・こども園・学校の登園・登校前の預かり及び送り
2. 保育園・こども園・学校・学童保育の迎え及び帰宅後の預かり
3. 保育園・こども園・学校などが休みの時の預かり
4. 保護者などの病気や急用などの場合の預かり
5. 保護者などの短時間・臨時的就労の場合の預かり

利用案内

○対象年齢： 生後6ヶ月～小学6年生

○援助活動時間： 午前6時～午後10時

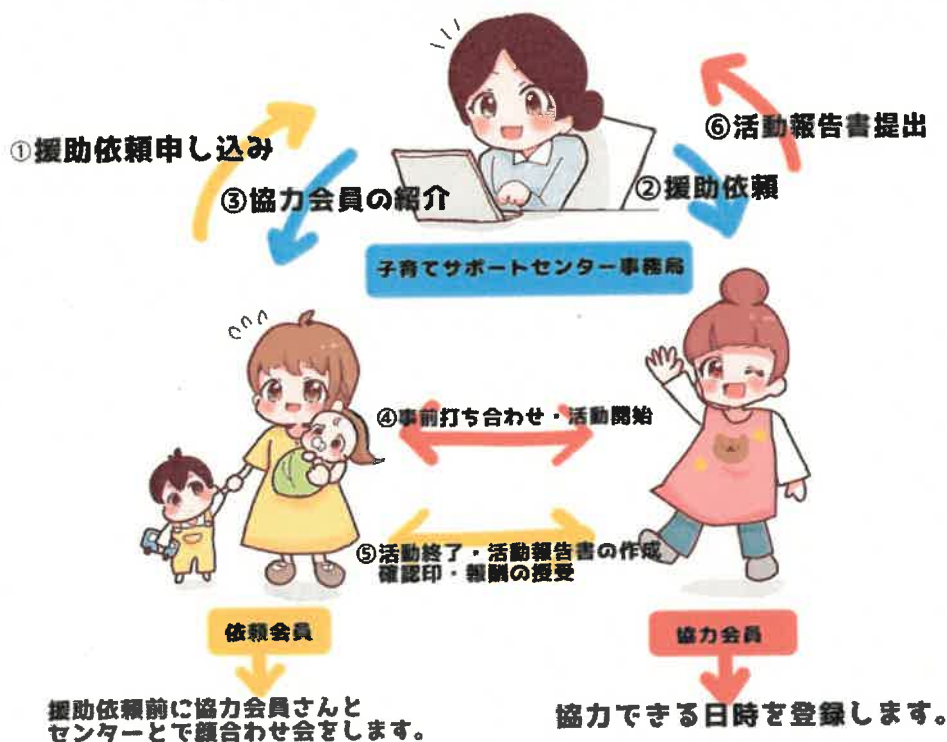
利用時間	利用料金及び基準額
平日（月曜～金曜） 午前7時～午後8時	1時間 700円
平日 午前6時～午前7時・午後8時～午後10時 土曜、日曜、祝日及び年末年始	1時間 800円

- 最初の1時間まではそれに満たない場合でも1時間とみなします。
- 送迎のみの活動は30分以内であれば半額で行う。
- 兄弟児等は、2人目からは基準額の半額となります。
- 援助時間は、協力会員が援助活動を開始した時から依頼会員（または依頼会員が指定する人）へ対象児童を引き渡した時までの時間とします。
- 援助の時間を延長したときは、30分ごとに基準額の半額として計算します。
- 取り消し料金について 前日までの取り消し・・・無料
当日取り消し・・・上記基準により算定された報酬額の半額
無断取り消し・・・全額

※キャンセルや変更の時は、相手の協力会員・センターの双方に速やかに連絡してください。

- 援助活動に要する実費（食事、おやつ代、交通費（ガソリン代含む）等）については、あらかじめ双方が協議のうえその金額を定めます。ただし、特定のものを希望する場合は依頼会員が用意します。

子育てサポートセンターのシステム



子育てサポートセンターの利用までの流れ

- ① 依頼会員は、援助の申し込みをする際は2日前までにご連絡下さい。
〔 会員登録をされていない方は、入会申込書を記入し、子ども支援課（または総合窓口課、各総合支所）に提出して下さい。〕
※ 入会申込書は、提出窓口のほかに、雲仙市 HP にも掲載しています。
- ② 援助依頼は、センターから協力会員へ連絡し調整します。
- ③ センターから依頼会員へ連絡し、協力会員を紹介します。
- ④ 事前に依頼会員と協力会員の都合を合わせ、アドバイザーと一緒に顔合せを行います。
※ 会員登録後、事前に複数の協力会員と顔合せを済ませておく事も出来ます。
- ⑤ 協力会員は、活動報告書を作成し、依頼会員に署名捺印してもらい、費用を受け取り領収書を渡します。
依頼会員は、活動報告書に署名捺印し、費用を直接協力会員に支払い、領収書を受け取ります。
- ⑥ 協力会員は、1 か月分の活動報告書を作成し、翌月の 10 日までにセンターに提出します。

センターの受付時間

毎週月曜～金曜 午前8時30分から午後5時まで(ただし土・日・祝日・年末年始はお休みです)

雲仙市福祉事務所 子ども支援課
雲仙市子育てサポートセンター

〒854-0492
長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地
雲仙市役所千々石庁舎 1F 内
T E L : 0957-47-7874
F A X : 0957-36-8900
E - m a i l : kososapo@city.unzen.lg.jp



子育てサポートセンター
公式 LINE